

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 24 年度第 1 四半期）**  
**デリバティブ関係(金利系)**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23年度(あ)第789号
申立ての概要	優越的な地位の濫用により締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、B銀行から融資を受けるに際し、B銀行担当者から、本件契約を締結すればB銀行における信用度が増すと説明を受け、B銀行からの今後の融資を考えて本件契約を締結した。</li> <li>・B銀行担当者から言われるままに契約書等に記名押印したが、ほとんど説明は受けていない。仮に十分に説明を受けていたとしても、本件契約は当社社長に理解できるようなものではない。</li> <li>・B銀行は優越的な地位を濫用して、理解不能な契約を締結させたものである。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行はA社のメインバンクではなく、A社は本件契約当時メインバンクと良好な関係にあったことから、当行はA社に対して優越的な地位にはなかった。</li> <li>・融資は当行から提案したもので、本件契約を提案するに当たっては、融資と本件契約とは関係ない旨を説明している。</li> <li>・本件契約に当たっては、A社の他行からの融資残高を聴取した上でヘッジ比率を十分に検証し、また、A社の財務耐久性の検証も十分に行っている。</li> <li>・当行担当者は、A社社長に対して、提案書を用いて本件契約の内容について事前に複数回説明を行った上で、記名押印を受けている。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 27 日に、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対し、A社社長が本件契約の内容及びリスクについて十分に理解できていないことから、知識・経験に応じて必要とされるだけの説明を尽くしたと言えるか疑問が残ることを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 24 年6月3日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	23年度(あ)第962号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたシンジケート・ローンの手数料返還要求及び説明不十分で締結させられたデリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行をアレンジャーとするシンジケート・ローンによりB銀行に支払った手数料の返還を求め。また、B銀行との間で締結したデリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・本件ローン契約において高額な手数料がかかることについて十分な説明を受けていない。</li> <li>・本件デリバティブ契約については、商品性、リスク等の説明を詳細に受けておらず、理解しないまま契約の締結に至ったものである。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者は、本件ローン契約について十分に説明を行った。手数料が明記された資料も用いて説明しており、A社は手数料にも納得していた。</li> <li>・本件ローン契約の手数料は、当時のA社の状況からすると、相応のものであると考えている。</li> <li>・本件デリバティブ契約は、当初からのA社の希望に沿ったものであり、商品性やリスクについても十分に説明を行った。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年5月31日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

以上